

食安輸発第0523001号
平成19年 5 月 23日

各 検疫所長 殿

医薬食品局食品全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330001号（最終改正：平成19年5月21日付け食安輸発第0521002号）により実施しているところですが、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成18年厚生労働省告示第645号）により改正されたエンロフロキサシンの基準値のうち、魚介類を含む一部については5月30日から適用されるものであることから、同通知の別表1を下記のとおり改め、別添のとおりとしますので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくをお願いします。

記

1. 対象食品

- 韓国産養殖ひらめ及びその加工品（簡易な加工に限る。）
- 中国産養殖鰻加工品（白焼き、蒲焼き及び肝加工品に限る。）
- 中国産フナ及びその加工品（簡易な加工に限る。）
- 中国産スッポン及びその加工品（簡易な加工に限る。）
- 中国産タウナギ及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2. 検査の項目等

検査の項目については、「エンロフロキサシン」とし、検査の方法については、「平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。」とする。

なお、エンロフロキサシンの残留基準は、その代謝物であるシプロフロキサシンとの和であることに留意すること。

3. 検査を受けることを命ずる具体的理由

エンロフロキサシンに係る部分について、「エンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。」とすること。

4. 適用期日

平成19年5月30日から適用すること。

5. 輸入者への指導

平成18年厚生労働省告示第645号による改正は、5月29日以前に輸入されたものであっても、5月30日以降は適用されるものであることから、5月30日以降に規制の対象となる貨物を取り扱う輸入者に対し、当該規定の遵守に努めるよう指導すること。